

1. 件名：新規制基準適合性審査への対応について（美浜3号炉、高浜1，2，3，4号炉及び大飯3，4号炉 設置変更（大山生竹テフラ噴出規模見直し））
2. 日時：令和元年10月15日 11時30分～11時45分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

渡邊安全規制調整官、井上主任安全審査官、中原主任安全審査官、沼田主任安全審査官、藤原主任安全審査官、府川審査チーム員

関西電力株式会社：

土木建築室 地震津波評価グループ チーフマネジャー他17名

5. 要旨

- (1) 関西電力株式会社から、本日の審査会合（第784回 公開会合）において議論された事項について確認があった。原子力規制庁は、本日の審査会合における以下の議論を踏まえた説明資料の作成を依頼するとともに、引き続き確認を行うこととした。

- 大山生竹テフラの噴出規模の見直しの結果、噴出規模を11km³としている根拠を説明すること。
- 降下火砕物シミュレーション(Tephra2コード)における、パラメータ設定の妥当性を示すとともに、敷地における降下火砕物の最大層厚への影響について説明すること。
- 構造物への静的荷重に係る評価手法の見直しについて、妥当性を含めて説明すること。
- 噴出規模の見直しに伴う、工事計画認可申請及び保安規定変更認可申請の方針を説明すること。
- 重大事故等対策（アクセスルートの確保等）への影響の有無及び対応方針を説明すること。
- 現在申請中の許認可案件（設置許可、工事計画認可、保安規定）への影響について説明すること。
- 噴出規模の見直しに伴う、改造工事について説明すること。

- (3) 関西電力株式会社から、本日の議論を踏まえた説明資料の作成等について、了解した旨、回答があった。

6. その他

提出資料なし

以上